

告 示

埼玉県告示第二百四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、越谷市八条用水路土地改良区からの土地改良事業（維持管理事業）計画の変更認可申請を令和三年二月二十四日適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、及び当該決定に係る変更後の土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和三年三月十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 縦覧期間

令和三年三月十五日から令和三年四月九日まで

二 縦覧場所

越谷市役所

草加市役所

八潮市役所